

江差追分会表彰規定内規について

平成13年度江差追分会賞罰審議委員会において、表彰規定（第7章 第39条）の内規として次のとおり決定いたしました。

よって、平成14年度からこの内規を基に顕彰者の推薦を各地区運営協議会が行うこととする。

◆江差追分会表彰規定内規◆

（表彰の種類）

- | | |
|-------|--|
| 功労表彰 | <ul style="list-style-type: none">・ 追分会会員として概ね30年以上であること。・ 本部役員、地区運営協議会役員、支部長、指導資格者、全国大会優勝者、伴奏者のいずれかに該当し、各分野において概ね20年以上の経験者で、江差追分の普及伝承、後継者育成、地区運営等での多大な功績が本部に認められるもの。 |
| 善行表彰 | <ul style="list-style-type: none">・ 寄付金が30万円以上のもの。・ 寄付物品が30万円以上のもの。・ 江差追分に関する貴重な資料の寄付があったもの。 |
| 感謝状 | <ul style="list-style-type: none">・ 追分会会員として概ね20年以上であること。・ 地区運営協議会や支部において、普及活動、後継者育成、地区運営等での功績が認められるもの。・ 江差追分全国大会等の追分会事業に対し、格別の協力、援助が認められたもの。 |
| 支部奨励賞 | <ul style="list-style-type: none">・ 支部設置要件20名以上の会員を10年以上継続していること。・ 支部設置10年以上で支部活動において顕著な活動実績があること。 |